

令和 2 年 3 月定例会提出条例について（当初提案）

〔市民総務部総務課〕

【目次】

1	福知山市附属機関設置条例の一部を改正する条例	1 P
2	福知山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	1 P
3	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	2 P
4	福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の給与に関する条例及び福知山市の特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例の一部を改正する条例	2～3 P
5	福知山市手数料条例の一部を改正する条例	3 P
6	福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	3～4 P
7	福知山市消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部を改正する条例	4 P
8	福知山市保育所条例の一部を改正する条例	4～5 P
9	福知山市介護保険条例の一部を改正する条例	5 P
10	福知山市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例	5～6 P
11	福知山市立学校設置条例等の一部を改正する条例	6 P

12	福知山市森林環境譲与税基金条例	7 P
13	福知山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例	7～9 P
14	福知山市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例	9 P
15	福知山市営住宅条例の一部を改正する条例	9～10 P
16	福知山市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	10～11 P
17	福知山市営改良住宅条例の一部を改正する条例	11～12 P
18	福知山市三和町立地企業等従業員住宅条例の一部を改正する条例	12 P
19	福知山市営一戸建住宅条例の一部を改正する条例	12～13 P
20	福知山市大江町定住促進住宅条例の一部を改正する条例	13～14 P
21	福知山市鬼の里Uターンプラザ条例の一部を改正する条例	14 P
22	福知山市お試し住宅条例の一部を改正する条例	14 P

1 福知山市附属機関設置条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

附属機関の追加及び名称変更に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 条例別表中福知山市営住宅PFI事業者選定委員会を追加することとした。

(2) 条例別表中福知山市総合計画審議会を福知山市まちづくり構想審議会に改めることとした。

(3) 条例別表中福知山市上下水道事業経営審議会を追加することとした。

(別表関係)

(4) 文言の整理を行うこととした。

(第1条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

2 福知山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 会計年度任用職員のサービスの宣誓については、任命権者が、別段の定めをすることができることとした。

(第2条関係)

(2) 文言の整理を行うこととした。

(第1条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

3 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

附属機関の追加及び名称変更に伴い、非常勤特別職の報酬を定めること等所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 条例別表中市営住宅PFI事業者選定委員会委員（専門委員及びその他の委員）を追加することとした。
- (2) 条例別表中総合計画審議会委員をまちづくり構想審議会委員に改めるとともに専門委員及びその他の委員の報酬を定めることとした。
- (3) 条例別表中上下水道事業経営審議会委員（専門委員及びその他の委員）を追加することとした。

(別表関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

4 福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の給与に関する条例及び福知山市の特別職の職員で常勤のものものの退職手当に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

市長等の給料月額を減額を行うこと等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正（改正条例第1条関係）
 - ア 令和2年4月1日から令和2年6月19日までの間、市長の給料月額について10パーセント、副市長及び教育長の給料月額について5パーセントの減額を行うこととした。

(附則第31項関係)

イ 文言の整理を行うこととした。

(附則第30項関係)

(2) 福知山市の特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例の一部改正(改正条例第2条関係)

市長等の退職手当の算定に当たり、(1)アを適用しないこととした。

(附則第4項関係)

3 施行期日

(1) イ 公布の日

(1) ア及び(2) 令和2年4月1日

5 福知山市手数料条例の一部を改正する条例(一部改正)【市民課】

1 改正の理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

条例別表中「通知カードの再交付」の項を削ることとした。

(別表関係)

3 施行期日

公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

6 福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例(一部改正)【保険年金課】

1 改正の理由

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を61万円から63万円に引き上げることとした。

(第14条の6関係)

(2) 国民健康保険の保険料の介護納付金賦課額に係る賦課限度額を16万円から17万円に引き上げることとした。

(第14条の11関係)

(3) 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5千円に引き上げることとした。

(第18条の2第1項第2号関係)

(4) 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円に引き上げることとした。

(第18条の2第1項第3号関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

7 福知山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【消防本部総務課】

1 改正の理由

消防団員の定員の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

消防団員の定員を2,160人から1,780人にするものとした。

(第2条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

8 福知山市保育所条例の一部を改正する条例（一部改正）【子ども政策室】

1 改正の理由

福知山市立保育園の定員の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市立三和保育園の定員を60人から70人にする事とした。

(2) 福知山市立下夜久野保育園の定員を45人から70人にする事とした。

(別表関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

9 福知山市介護保険条例の一部を改正する条例（一部改正）【高齢者福祉課】

1 改正の理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 低所得者の減額賦課に係る令和2年度の保険料率を軽減するとともに文言の整理を行う事とした。

(第4条関係)

(2) 文言の整理を行う事とした。

(第5条から第7条、第12条及び第15条関係)

3 施行期日

規則で定める日

10 福知山市介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【高齢者福祉課】

1 改正の理由

福知山市介護福祉士育成修学資金の貸与要件等の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市介護福祉士育成修学資金の貸与ができる者の要件に、社会福祉法人京都府社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金等貸付の貸付決定を受けていることを追加することとした。

(第3条関係)

(2) 福知山市介護福祉士育成修学資金の貸与額を1学年につき30万円を上限とすることとした。

(第4条関係)

(3) 福知山市介護福祉士育成修学資金の返還の免除の要件のうち、養成施設等を卒業後1年以内に市内事業所に正規職員として勤務し、引き続き3年間、市内事業所に勤務する場合について、同一事業所で勤務する要件を除くこととした。

(第5条関係)

(4) 文言の整理を行うこととした。

(第2条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

11 福知山市立学校設置条例等の一部を改正する条例（一部改正）【教育

総務課】

1 改正の理由

福知山市立小学校の統廃合に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市立学校設置条例（昭和39年福知山市条例第24号）の一部改正（改正条例第1条関係）

福知山市立美河小学校、福知山市立美鈴小学校及び福知山市立有仁小学校を統合し、新たに福知山市立大江小学校を設置することとした。

(別表関係)

(2) 福知山市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和元年福知山市条例第33号）の一部改正（改正条例第2条関係）

福知山市立公誠小学校を廃止することとした。

(別表関係)

3 施行期日

(2) 公布の日

(1) 令和3年4月1日

12 福知山市森林環境譲与税基金条例（新規）【農林業振興課】

1 制定の理由

福知山市森林環境譲与税基金を設置するため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

- (1) 林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能を発揮するための施策に要する経費に充てるため、基金を設置することとした。

(第1条関係)

- (2) 基金への積立ては、森林環境譲与税及び基金から生ずる利子とすることとした。

(第2条関係)

- (3) 基金に属する現金の管理について定めることとした。

(第3条関係)

- (4) 基金の運用から生ずる収益の処理について定めることとした。

(第4条関係)

- (5) 財政上必要があると認めるときの繰替運用について定めることとした。

(第5条関係)

- (6) (1) の財源に充てるため、その全部又は一部を処分することができることとした。

(第6条関係)

3 施行期日

公布の日

13 福知山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例（一部改正）

【農林業振興課】

1 改正の理由

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 福知山市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）の設置及び管理運営に

関し必要な事項を定め、市民の生活安定に寄与することを目的とすることとした。

(第1条関係)

(2) 市場の開設者及び位置について定めることとした。

(第2条関係)

(3) 市長が必要と認めるときは、あらかじめ関係者に周知して、休日に市場を開場すること等ができることとした。

(第4条関係)

(4) 市長がする卸売業務の承認について定めることとした。

(第6条の2関係)

(5) 卸売業者の事業報告書の提出について定めることとした。

(第11条の2関係)

(6) 市長がする卸売業務の承認の取消しについて定めることとした。

(第11条の3関係)

(7) 卸売業者の営業の譲渡し等について定めることとした。

(第11条の4関係)

(8) 卸売業者の卸売業務の相続について定めることとした。

(第11条の5関係)

(9) 卸売業者の名称変更等の届出について定めることとした。

(第11条の6関係)

(10) 仲卸業者の保証金の預託について、卸売業者の保証金の預託の規定を準用することとした。

(第17条関係)

(11) 仲卸業者の名称変更等の届出について、卸売業者の名称変更等の届出の規定を準用することとした。

(第21条の2関係)

(12) 買受人の名称変更等の届出について、卸売業者の名称変更等の届出の規定を準用することとした。

(第23条の2関係)

(13) 関連事業者の保証金の預託について、卸売業者の保証金の預託の規定を準用することとした。

(第25条関係)

(14) 市場における売買取引の原則について定めることとした。

(第29条の2関係)

(15) 市場における売買取引の決済の方法について定めることとした。

(第31条関係)

(16) 開設者等の差別的取扱いの禁止等について定めることとした。

(第35条関係)

(17) 卸売業者は、卸売予定数量等についてインターネットの利用その他適切な方

法により公表しなければならないこととした。

(第47条関係)

(18) 卸売業者は、売買取引条件についてインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととした。

(第47条の2関係)

(19) 開設者は、卸売予定数量等についてインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととした。

(第48条関係)

(20) 文言の整理を行うこととした。

(第6条、第7条、第9条、第12条、第15条、第16条、第18条、第20条、第20条の2、第21条、第22条、第24条、第26条、第27条、第28条の2、第30条、第33条、第36条、第38条、第39条、第42条、第43条、第50条、第51条の2、第55条、第62条、第64条、第66条、第68条、第69条及び別表関係)

3 施行期日

令和2年6月21日

14 福知山市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例（一部改正）

【下水道課】

1 改正の理由

天座区自治会の発足に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

条例別表第1中「天座一区、天座二区」を「天座区」に改めることとした。

(別表関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

15 福知山市営住宅条例の一部を改正する条例（一部改正）【建築住宅課】

1 改正の理由

民法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 市営住宅の入居者の公募の方法に市ホームページを追加することとした。
(第4条関係)
- (2) 市営住宅の入居者として決定した者が提出する請書の連帯保証人2人の連署を不要とすることとし、決定のあった日から10日以内にしなければならない手続を市長の指定する期日までにしなければならないこととすることとした。
(第15条関係)
- (3) 家賃の決定に当たり、認知症等である入居者が収入の申告をすること等が困難と認めるときは、書類の閲覧の請求等により把握した入居者の収入等に応じ、家賃を定めることができることとした。
(第18条関係)
- (4) 収入の額の認定に当たり、書類の閲覧の請求等により入居者の収入を把握できることとした。
(第19条関係)
- (5) 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることとするとともに文言の整理を行うこととした。
(第22条関係)
- (6) 市及び入居者の修繕分担について、特約で定めることとした。
(第24条関係)
- (7) 不正の行為によって入居した者に対し、市営住宅の明渡請求をするときに付す利息の計算について、法定利率により計算することとした。
(第45条関係)
- (8) 市営住宅中村団地を廃止することとした。
(別表関係)
- (9) 文言の整理を行うこととした。
(第5条、第9条、第25条、第34条、第36条、第37条、第39条、第42条及び第43条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

16 福知山市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例 (一部改正)

【建築住宅課】

1 改正の理由

民法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 特定公共賃貸住宅の入居決定者が決定の日から10日以内にしなければならない手続を市長の指定する期日までにしなければならないこととする
こととした。

(第11条関係)

(2) 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができることとする¹とともに文言の整理を行うこととした。

(第16条関係)

(3) 市及び入居者の修繕分担について、特約で定めることとした。

(第17条関係)

(4) 通常の使用に伴い生じた損耗は、入居者の原状回復義務の範囲外とすることとした。

(第27条関係)

(5) 特定公共賃貸住宅の駐車場の準用について定めることとした。

(第29条の2及び第29条の3関係)

(6) 文言の整理を行うこととした。

(第5条及び第29条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

17 福知山市営改良住宅条例の一部を改正する条例（一部改正）【建築住宅課】

1 改正の理由

民法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市営改良住宅の入居者として決定した者が決定の日から10日以内にしなければならない手続を市長の指定する期日までにしなければならないこととする²こととした。

(2) 福知山市営改良住宅の入居者として決定した者が提出する請書の連帯保証人

2人の連署を不要とすることとした。

(第5条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

18 福知山市三和町立地企業等従業員住宅条例の一部を改正する条例

(一部改正)【産業観光課】

1 改正の理由

民法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 入居決定者が決定のあった日から10日以内にしなければならない手続を市長の指定する期日までにしなければならないこととすることとした。

(第9条関係)

(2) 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができることとするとともに文言の整理を行うこととした。

(第16条関係)

(3) 市及び入居者の修繕分担について、特約で定めることとした。

(第17条関係)

(4) 通常の使用に伴い生じた損耗は、入居者の原状回復義務の範囲外とすることとした。

(第26条関係)

(5) 文言の整理を行うこととした。

(第15条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

19 福知山市営一戸建住宅条例の一部を改正する条例 (一部改正)【人権

推進室】

1 改正の理由

民法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 入居者が死亡した場合に同居の親族が入居権を継承するときは、保証人2人が連署した請書の提出を不要とすることとした。

(第4条関係)

(2) 文言の整理を行うこととした。

(第5条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

20 福知山市大江町定住促進住宅条例の一部を改正する条例(一部改正)

【大江支所】

1 改正の理由

民法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 入居決定者が提出する定住促進住宅賃貸借契約証書の連帯保証人の連署を不要とすることとし、決定のあった日から15日以内にしなければならない手続を市長の指定する期日までにしなければならないこととした。

(第10条関係)

(2) 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができることとするともに文言の整理を行うこととした。

(第16条関係)

(3) 市及び入居者の修繕分担について、定住促進住宅賃貸借契約証書で定めることとした。

(第17条関係)

(4) 文言の整理を行うこととした。

(第5条、第15条及び附則第4項関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

21 福知山市鬼の里Uターンプラザ条例の一部を改正する条例（一部改正）【大江支所】

1 改正の理由

民法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

市及び入所者の修繕分担について、福知山市鬼の里Uターンプラザの使用に関する誓約書で定めることとした。

（第13条第1項関係）

3 施行期日

令和2年4月1日

22 福知山市お試し住宅条例の一部を改正する条例（一部改正）【まちづくり推進課】

1 改正の理由

民法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

市及び使用者の修繕分担について、お試し住宅の使用契約書で定めることとした。

（第9条第1項関係）

3 施行期日

令和2年4月1日